

<付表>

6. 平成29(2017)年度 全国都道府県並びに政令指定都市の修学旅行実施基準概要

(1) 公立高等学校の海外修学旅行実施基準概要

※記載内容は、回答書の表記に基づいて作成しています。

| 都道府県 政令都市 | 日数 | 旅行費用 | 実施学年 | 実施方面 | 付帯条件 |
|--------------|--|--|--|--|--|
| 北海道 | 5泊6日以内 航空機利用は4泊5日以内 | 必要最小限度 | 最終学年又は前年 | 制限なし | 教育長と事前協議。 |
| 青森 | 5泊6日以内 | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 教育委員会が認めた場合は6泊7日とすることができる。 |
| 岩手 | 5泊6日以内 | 別途協議 | 規定なし | 規定なし | 実施1年前までに教育委員会と協議。 |
| 宮城 | 4泊5日 | 155,000円<経費の標準> | 最高学年又はその前学年 | 規定なし | 事前に県教委と協議の上、前年9月までに計画書提出。 |
| 秋田 | 小・中学校、特別支援学校については国内修学旅行に準じる 高校は5泊6日以内 | 目的達成のための必要最小限度の額 | 規定なし | 規定なし | 海外修学旅行を行う県立中学校、高等学校、特別支援学校(高等部のみ)は実施日の1年前までに「海外修学旅行承認願」を教育長に提出し、承認を受けなければならない。 |
| 山形 | 4泊5日以内 | 保護者の過重負担を避ける 120,000円を目安(高校) | 規定なし | 規定なし | 高校教育課と事前協議。 |
| 福島 県立学校 | 4泊5日以内 | 保護者の負担過重とならないよう配慮する | 規定なし | 規定なし | 実施10ヶ月前までに修学旅行実施計画書を教育長に提出し、実施2ヶ月前までに修学旅行実施届を教育長に提出する。 |
| 福島 特別支援学校 | 同上 | 同上 | 同上 | 近隣諸国 | 海外旅行は、保護者の同意を得る。実施10ヶ月前までに修学旅行実施計画書を教育長に提出し、実施2ヶ月前までに修学旅行実施届を教育長に提出する。 |
| 茨城 | 4泊5日以内 | 規定なし | 全日制は2年又は3年、 定時制は3年又は4年 | 規定なし | ・旅行先の政情が安定し、かつ、治安が維持され、受け入れ態勢の整った国や地域を選定すること。 ・実施計画書を実施の1年前までに提出し、主管課と協議すること。 |
| 栃木 | 4泊5日以内 (110時間以内) | 保護者の経済的負担について特に配慮し、適正な額とする。経費については教育委員会が別に指示する。 | 第2学年又は第3学年 定時制は第3学年次以降とする | 規定なし | 旅行地及び見学場所の選定にあたっては、修学旅行の趣旨に基づき、目的やねらいが達成できる地域や場所となるよう配慮する。なお、旅行先の政情、治安、保健衛生等、生徒の安全面で受け入れ態勢の整った国や地域を選定すること。 |
| 群馬 | 5泊6日以内 (144時間以内) | 適切な額とする | 原則として第2学年(定時制は第3学年)以上 | 近隣アジア諸国 | ・実施予定の1年前までに教育委員会と事前協議。 ・生徒、保護者の同意を得る。 ・非常事態に対応できる体制を整える。 |
| 埼玉 | 4泊5日以内 (120時間以内) | 100,000円(外国語科等設置校等国際交流に特色があると県教委が認めた学校については130,000円)以内 | 中高学年 | ・修学旅行の趣旨に基づき、目的やねらいが達成でき、政情、治安、保健衛生等、生徒の安全面で受入態勢の整った国や地域 | なし |
| 千葉 | 4泊5日以内 | 130,000円以内(消費税別) | 規定なし | 政情の安定した近隣諸国 | 海外修学旅行は実施日の6ヶ月前に県教委に実施承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。 |
| 東京 | 9.6時間以内 | 95,000円以内(税抜) 燃油特別付加運賃を除く | ①普通科は、第2学年9月以降の実施 ②定時制は、第3学年9月以降の実施 | 治安、衛生、交通機関などの状況が良好であり、修学旅行のねらいが達成できる地域 | 実施校は、「都立高等学校海外修学旅行実施要綱」及び「海外修学旅行実施ガイドライン」の要件を満たす学校とする。 |
| 神奈川 | 5泊6日(144時間)以内 | 保護者の過重負担を避けるよう十分考慮する。同一学年等で国内と海外の修学旅行を実施する場合は経費に隔たりがないように配慮する。 | 学年の指定はしない | 政情が安定し、受け入れ体制の整った国・地域を選定する。 | — |
| 山梨 | 5泊6日以内 | 規定なし 留意事項—保護者の過重負担を避ける | 全日制2・3年 定時制3・4年 | — | 実施6ヶ月前までに申請する。 |

| 都道府県 政令都市 | 日 数 | 旅行費用 | 実施学年 | 実施方面 | 付帯条件 |
|--------------|------------------------|-------------------------------|----------------------------------|--|---|
| 長 野 | 3泊4日 | 国内旅行の2割増し程度 | 最高学年あるいはその前学年(後期) | 規定なし | 1年前までに県教委に相談する。実施2ヶ月前までに「修学旅行実施計画表」を県教委に提出する。 |
| 新 潟 | 4泊5日の範囲 | 生徒や保護者の過重負担にならないこと | 在学中1回 | (1) 政情が安定し、生徒の安全が十分確保できる旅行先であること。 (2) 国際交流を行うなど、修学効果のあがる旅行先であること。 (3) 原則として、新潟空港から発着できる旅行先であること。 | 実施計画案を旅行実施の1年前までに県教育委員会に提出、協議とする。 |
| 富 山 | 原則4泊5日以内、県立学校課と協議の上延長可 | 過重にならないよう配慮すること | 規定なし | 規定なし | 県立学校課と協議 |
| 石 川 | 4泊5日以内 | 積立金によることを原則とする | 最上学年又は前学年 | 韓国など近隣諸国 | 訪問国の高校生との交流をもつなど、国際理解教育等の実施を計画に盛り込むこと。 |
| 福 井 | 110時間以内 | 必要最小限度の額 | 最上学年又はその前学年 | 規定なし | 教育委員会と事前協議。 |
| 岐 阜 | 原則3泊4日以内 | 必要最低限の額とする | 規定なし | 教育的見地に立ち、ねらいが十分に達成できるような目的地 | 県教育委員会と事前協議 |
| 静 岡 | 規定なし | 保護者の経済的負担を考慮して、各学校が定める適正な額 | 規定なし | 目的を踏まえ、学校・学科の特色や実態及び日常の学習活動との関連を十分考慮する。 | 実施2か月前までに実施計画書等を県教育委員会に提出する。 |
| 愛 知 | 4泊5日以内 | 上限125,000円程度(消費税を含む) | 最上学年又はその前学年 | 限定せず | — |
| 三 重 | — | (高等学校) 128,000円以内 | (高等学校) 三重県立学校修学旅行等 実施要綱による | (高等学校) 海外修学旅行実施基準等による | |
| 滋 賀 | 4泊5日以内 | 生徒全員が参加できる程度の額 国内の1.2倍 | 最上学年又はその前学年 | 規定なし | 教育長と事前協議。 |
| 京 都 | 6泊7日以内 | 国内修学旅行経費の5割増程度まで | 規定なし | — | 教育長と事前協議。設置学科、コース等で認可。 |
| 大 阪 | 4泊5日以内 | 規定なし | 3年課程第2学年以降 4年課程第3学年以降 | 規定なし | 高等学校課教務グループと事前協議。 やむを得ない事情で4泊5日を超えて実施する場合は協議すること。 |
| 兵 庫 | 特別支援学校高等部 7日以内 | 80,000円 (海外は3割増程度まで) | 規定なし | 国内修学旅行実施基準に準拠 | |
| 奈 良 | 4泊5日以内 | 教育委員会と協議する。 | 規定なし | 条件や受入体制等を十分考慮して選定する。 | 実施1年前及び実施3か月前までに、教育長に届け出ること。 |
| 和歌山 | 4泊5日以内 | 国内修学旅行経費の2割増程度を 上限とする | 規定なし | 近隣のアジア地域 | 中学校が海外修学旅行を実施する場合、教育委員会と事前協議 |
| 鳥 取 | 5泊6日以内 | 保護者の負担過重にならないよう 必要最小限度とする。 | 規定なし | ①韓国・中国等のアジアの近隣諸国 ②オセアニア諸国(外国語に関する 学科やコースを対象とする。) | ①新規に実施する学校又は旅行地等を変更する学校にあっては、実施1年前までに計画書を、実施4ヶ月前までに実施届出書を提出する。 ②継続して実施する学校にあっては、実施4ヶ月前までに実施届出書を提出する。 |
| 島 根 | 5泊6日以内 | 保護者の経済的負担を考慮すること | 2、3年が望ましい | 教育長と事前協議 | 教育長と事前協議 |
| 岡 山 | 5泊6日以内 | 保護者の過重負担にならないように | 2年又は3年 | 規定なし | 県教委と事前協議。 |
| 広 島 | 4泊5日以内 | 保護者の負担を配慮した適切な額とする | 在学中1回までとする | 規定なし | — |
| 山 口 | 5泊6日以内 | 目的に必要とされる適正な額 | 定めはないが実態として 2年 | 規定なし | 規定なし |

[海外修学旅行実施基準概要]

| 都道府県 政令都市 | 日 数 | 旅行費用 | 実施学年 | 実施方面 | 付帯条件 |
|--|--|---|--------------|---|---|
| 徳 島 | 高校: 4泊5日を標準 県立中: 3泊4日を標準 | 経費の軽減に努力すること | 規定なし | 安全が確保でき、修学旅行の目的が十分達成できるとともに、経費的に無理のない地域 | 1年前の7月末までに教育委員会に協議申請書を提出し協議する。 |
| 香 川 | 4泊5日以内 | 保護者の経済的負担軽減に努める | 2年又は3年 | 規定なし | — |
| 愛 媛 | 5泊6日以内 ※ただし、特別の事情あるときは教育長と協議の上、日数の限度を超えて実施することができる。 | 保護者の経済的負担に配慮した適切な金額 | 在学中1回 | 規定なし | 教育長と事前協議。 |
| 高 知 | 5泊6日以内 | 保護者の負担過重とならない必要最小限度の額 | 規定なし | 規定なし | 実施届を教育委員会に届け出る。 |
| 福 岡 | 規定なし | ※1 ※2 ※3 | 規定なし | 規定なし | 県教育委員会と事前協議。 (以下、備考) ※1 県立学校における経費基準 平成27年5月11日より「保護者の経済的負担及び修学旅行の教育効果を十分考慮して、校長が決める必要最小限の額」とする ※2 県立学校における海外経費基準 平成27年5月11日より「これまでの海外修学旅行の経費実績を踏まえ、保護者の理解が得られる適切な額」とする ※3 (市町組合立高等学校) ・久留米市教育委員会は 韓国: 77,000円以内、中国: 100,000円以内、シンガポール: 120,000円以内、豪州・NZ: 150,000円以内、その他: 上記国を参考に学校教育課と個別協議にて決定する ・久留米市外三市町高等学校組合は海外も国内と同じ扱いとする |
| 佐 賀 | 5泊6日以内 | 規定なし(保護者の負担軽減に努める) | 在学中1回 | 韓国・中国・東南アジア | 左記以外の外国の場合、教育委員会と協議。 |
| 長 崎 | 5泊6日以内 | 韓国83,000円程度、 中国122,000円程度を上限とする | 規定なし | 中国並びに韓国を原則とする | ①実施1年前に意向書提出。②6ヶ月前に計画書提出。③2ヶ月前に承認願及び外務省への進達文書提出、団長は校長。 |
| ※公立小・中学校(県立中を除く)については、市町村教育委員会の定める基準による。 | | | | | |
| 熊 本 | 5泊6日以内 | 韓国80,000円程度 中国及び台湾100,000円程度 | 規定なし | 原則として、大韓民国、中華人民共和国、台湾 | 教育委員会と事前協議。 |
| 大 分 | 5泊6日以内 | 保護者の負担過重をさける | 3年又は2年 | 制限なし | — |
| 宮 崎 | 6泊7日以内 | 保護者の負担過重にならない金額 | 規定なし | 規定なし | 県教育委員会と協議。 |
| 鹿児島 | 5泊6日以内 | 韓国90,000円以内 中国・東南アジア110,000円以内 その他130,000円以内 | 規定なし | 規定なし | 高校教育課に申請し、実施日の2ヶ月前までに教育長の承認を受ける。旅行費用について、特別な事情がある場合は教育委員会と十分協議の上、基準額を超えて実施することができる。 |
| 沖 縄 | 原則として6泊7日以内(船中泊除く) | 保護者の経費負担軽減 | 原則として2・3年 | 規定なし | 前年度に県立学校教育課と協議。 |
| 札幌市 | 4泊5日以内(機内泊1日以内) オセアニア地域の場合は教育長と協議の上5泊6日まで延長できる | 157,400円以内(「燃油サーチャージ」を含めない) 173,000円以内(「燃油サーチャージ」を含めない) | 最終学年またはその前年度 | アジア・オセアニア地域 | 海外で実施する場合には事前に教育長と協議する。 |
| 仙台市 | 校長が適切と判断する日数とする。 | 155,000円 (高等学校・仙台市立中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部の平成29年の基準) 校長が適切と判断する金額とする。ただし、仙台市立高等学校における経費については、各年度ごとに基準を別に定める。 | 最高学年又は前学年 | 規定なし | 方針に寄りたいときには、事前に教育委員会と協議をすること。 |

| 都道府県 政令都市 | 日 数 | 旅行費用 | 実施学年 | 実施方面 | 付帯条件 |
|--------------|------------------------------------|--|------------------------|--|---|
| さいたま市 | 原則として4泊5日以内 | 目的の達成と保護者の経済的負担とを十分に考慮した低廉で適正な額とする | 在学中1回に限り、中・高学年において実施する | 目的を達成できる、諸外国とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・航空機利用の条件(国内修学旅行に同じ) ・行程には、現地校との交流事業を一日程度設定する。 ・安全対策への配慮 修学旅行の全行程における安全対策について十分に配慮する。 ・保護者への説明及び費用について 保護者への説明と費用の保護者負担の軽減について、配慮する。 ※平成25年度までは海外修学旅行の実施については、事前協議を行い承認としていたが、平成26年度から、届に改訂した。 |
| 千葉市 | 規定なし | 集金方法を含め保護者の負担が過重にならない範囲 | 規定なし | 政情の安定した国 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理の徹底。 ・保険の加入。 |
| 横浜市 | 5泊6日以内 | 保護者の過重負担とならない範囲 | 第2学年 | ニューヨーク、マレーシア | — |
| 川崎市 | 5泊6日(144時間)以内 | 国内修学旅行基準と隔たりのない金額とし、保護者の過重負担を避けるよう十分考慮した金額 | 特に指定なし | 治安、衛生、交通機関などの状況が良好であり、学校や学科の教育目標や特色及び生徒の実態等に照らし修学旅行のねらいが達成できる地域とする | 1. 事前準備…保護者への理解、旅行先の事前調査、交通機関の安全性等 2. 事故防止対策…交通機関、緊急時の医療、保健衛生、生徒指導、等 3. 留意事項…旅行業者の選定、届け出(実施予定学年が入学した6月末までに実施計画書、実施予定日の3ヶ月前までに承認申請書) |
| 相模原市 | | | | | |
| 新潟市 | 国内修学旅行に準ずる | 生徒や保護者の過重負担にならないこと | 国内修学旅行に準ずる | (1)政情が安定し、生徒の安全性が十分確保できる旅行先であること。 (2)国際交流を行うなど、修学効果のあがる旅行先であること。 (3)原則として、新潟空港から発着できる旅行先 | 実施計画書を旅行実施の1年前までに市教育委員会に提出、協議とする。 |
| 静岡市 | 規定なし | 保護者の経済的負担を考慮し、費用の節減に努める | 規定なし | 学科の特色や日常の学習活動との関連で、修学旅行のねらいが達成できる地域 | — |
| 浜松市 | なし | なし | なし | なし | なし |
| 名古屋市 | 申請があれば日程等個別指導 4泊5日以内 120,000円を上限 | | | | |
| 京都市 | 日数・費用・実施学年・旅行方面・旅程等について教育委員会と事前協議。 | | | | |
| 大阪市 | 4泊5日以内 | 中国120,000円程度 韓国90,000円程度 | 規定なし | 中華人民共和国・大韓民国 | 実施1年前に協議。姉妹校交流等。 |
| 堺市 | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 規定なし | — |
| 神戸市 | 120時間以内 | 国内の3割増程度。保護者の負担過重にならない額 | 規定なし | 規定なし | 新規の場合は1年前までに事前協議。 |
| 岡山市 | 県立学校に準ずる | 県立学校に準ずる | 県立学校に準ずる | 県立学校に準ずる | 県立学校に準ずる |
| 広島市 | 事前に教育委員会担当課と協議を行い、計画すること | 保護者負担を配慮した適切な額 | 最終学年又は前学年 | 規定なし | — |
| 北九州市 | | | | | |
| 福岡市 | 5泊6日以内 | 特になし | 原則として2年生 | — | — |
| 熊本市 | 5泊6日以内 | 韓国、80,000円 中国、台湾100,000円程度 | 規定なし | 海外は原則として韓国、中国、台湾 | 航空機利用を認める(保護者の同意を得る) *市立学校の修学旅行に関する実施基準による |